

## ま え が き

「海外情勢報告」は、諸外国の労働情勢及び社会保障情勢全般に関する情報を、厚生労働省が取りまとめ、公表しているものです。構成は、「特集」と「定例報告」からなります。

「特集」では、昨年実施した職業紹介の状況等の調査の中で、人材の育成が課題となっていることが明らかとなったことから、引き続きインド、インドネシア、タイ及びベトナムにおける、職業訓練、国家技能検定制度、日系企業が行う従業員の養成等を探り上げました。

各国における公共職業訓練の実施状況、日系企業の協力、職業能力評価制度の状況、この分野における日本の国際協力等について紹介しています。

「定例報告」では、2015年の欧米及びアジア諸国の雇用・失業情勢及び労働・社会保障施策を紹介しています。

雇用・失業情勢については、景気の回復を受け、米国及び英国の失業率は低下傾向にあり、特にドイツの失業者数は1991年以来の最低水準となりました。他方、フランスを含むEU加盟国の失業率は依然として高く、25歳未満の高い失業率も引き続き大きな問題となっています。

労働・社会保障施策では様々な動きが見られました。カナダでは、2016年1月から雇用保険における看護給付の支給期間が拡充されます。アメリカでは、連邦政府契約事業者に有給病気休暇が義務づけられることとなり2017年1月の実施が予定されています。ドイツでは、大企業の監査役会の女性比率を30%以上とするための自主目標の設定等を定める女性クオータ法が成立し2016年1月から施行されています。スウェーデンでは、「男女平等」の視点から両親手当のいわゆる「パパ月・ママ月」の延長が措置されました。英国でも、両親が交互又は同時に取得できる両親共有休暇が2015年4月から導入されています。このように方向性が共通すると思われる施策も多く見られます。EUでも、2015年10月、欧州委員会の新体制の発足を受け、雇用政策に係るガイドラインが、①労働需要の喚起、②労働供給・スキルの向上、③労働市場の機能の向上、④公正の確保、貧困への対応、機会均等の促進と改定されました。

報告をまとめるに当たって、貴重な情報をお寄せいただいた方々に感謝の意を表します。

今回の報告が、海外の労働・社会保障情勢についてのみなさまの理解を深める上で参考になれば幸甚です。

2016年3月

厚生労働省大臣官房総括審議官 勝 田 智 明